

一般名処方について

医薬品の安定的な供給と患者さんの経済的負担軽減

当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用と一般名処方を推進し、院外処方箋で発行される医薬品のうち、後発医薬品のある医薬品については一部を除き、「一般名で処方」することを原則としています。これにより、医薬品の供給が不足等した場合に、治療計画等の見直し※を行う等、適切に対応することも可能です。

〈一般名処方とは〉

- ✓ 医師がお薬の**商品名**を指定せず、一般的な名称（有効成分の名称）で処方すること
- ✓ 先発医薬品、**後発医薬品**（ジェネリック医薬品）の区別なく、有効成分、効能効果が同一のお薬であれば、お薬を選ぶことができます
- ✓ 後発医薬品は先発医薬品よりも価格を安くすることができるため、選択することにより、患者さんの経済的負担の軽減や国の医療費節減にもつながります

商 品 名	：	製薬会社が独自につけたお薬の名前による処方
後 発 品 名	：	成分名に製造会社名を付加した名称による処方
一 般 名	：	商品名や会社名を指定せず、お薬の有効成分の名称だけによる処方【般】



※医薬品の供給不足により投与する薬剤が変更になる場合は、十分な説明を行います。